

日本医科大学賞（教育部門）取扱要領

1. 目的

教育評価の一環として教育面で最も優れた業績を上げたものを表彰する。

2. 選考対象

本学の専任教員（助教、講師、准教授、教授）個人、又はその団体とする。

3. 選考基準

本学の教育改革の立案・推進、教育システム・技法の導入・改善、教育環境整備等を通じ、「学生の成績向上に寄与した者」又は「学生による授業評価の高い者」、若しくは「外部から高い評価を得た者」とする。

4. 募集・選考方法

自薦、他薦による書面審査とする。

5. 募集期間

毎年11月から12月にかけて募集する。

6. 教育奨励金

100万円（教育経費として、予算措置を図る。）

7. 選考

選考は選考委員会が行い、その結果を応募者に通知する。

8. 選考委員

選考委員会は、次の委員をもって構成する。ただし、推薦者となる委員は選考に加わることはできない。

- (1) 学長
- (2) 副学長（教育担当）
- (3) 医学部長
- (4) 副医学部長
- (5) 基礎科学主任
- (6) 教務部長
- (7) 医学教育センター長
- (8) 准講会代表
- (9) 学生代表

選考委員会の委員長は学長とする。

附則

この取扱要領は、平成 27 年度より適用する。

附則

この取扱要領は、平成 28 年度より適用する。

附則

この取扱要領は、令和 5 年度より適用する。

附則

この取扱要領は、令和 7 年度より適用する。